

長崎県耐震改修促進計画の改訂(案)について

1. 概要

「長崎県耐震改修促進計画」は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、建築物の耐震診断及び耐震改修を計画的に進めるために定められた計画です。令和7年7月に国の「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」が改正されたことを受け、耐震化率の目標の見直しを含む所要の改訂を行います。

2. 改訂の内容

①耐震化率の目標の見直し

長崎県における「住宅」及び「多数の者が利用する建築物」について、耐震化の現状や近年の情勢等を踏まえ、令和7年度末までとしていた目標を令和12年度末までに延長します。また、以下の目標を新たに設定します。

- 要緊急安全確認大規模建築物：令和12年度末までに耐震化率95%
- 要安全確認計画記載建築物（防災拠点建築物）：令和12年度末までに耐震化率90%

分類	県内総数	耐震化率				国の目標	
		現況 (R 6) 住宅はR 5	目標				
			現行 (R 7)	新 (R 12)			
住宅	537,800戸	89%	95%	95%	概ね解消 (R 17まで)		
多数の者が利用する建築物	6,026棟	94%	97%	97%	—		
耐震診断義務付け対象建築物	158棟	85%	90%	—	—		
要緊急安全確認大規模建築物	129棟	89%	—	95%	概ね解消 (R 12まで)		
要安全確認計画記載建築物	33棟	67%	—	90%	概ね解消 (早期に)		

②防災拠点となる建築物の耐震診断義務付け対象への追加指定

耐震診断の義務付け及び診断結果の公表対象となる建築物については、県が指定することで、耐震化への国の補助率が高くなります。

市町等の意向を踏まえ、防災拠点となる建築物を追加指定する予定です。

③計画期間の延長

計画期間の終期を令和8年3月末から令和13年3月末までに延長します。

3. 今後の予定

- 令和8年1月～2月：パブリックコメントの実施
- 令和7年度中：改訂・公表予定